

1. 議事日程

[平成20年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目]

平成20年12月9日
午前 10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第115号 安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第116号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第117号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する
条例
- 日程第6 議案第118号 財産の無償譲渡について
- 日程第7 議案第119号 財産の無償貸付について
- 日程第8 議案第120号 安芸高田市建設計画の変更について
- 日程第9 議案第121号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第10 議案第122号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更につ
いて
- 日程第11 議案第123号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第124号 芸北広域環境施設組合規約の変更について
- 日程第13 議案第125号 安芸高田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第126号 安芸高田市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第127号 安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第128号 土地改良事業計画概要について
【桂地区】
- 日程第17 議案第129号 字の区域の変更について
【地籍調査事業】
- 日程第18 議案第130号 字の区域の変更について
【小原地区下小原工区】

日程第 19 議案第 131 号 工事委託契約の変更について

【安芸高田市特定環境保全公共下水道甲田浄化センター建設工事】

日程第 20 議案第 132 号 平成 20 年度安芸高田市一般会計補正予算 (第 5 号)

日程第 21 議案第 133 号 平成 20 年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号)

日程第 22 議案第 134 号 平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 23 議案第 135 号 平成 20 年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算
(第 1 号)

日程第 24 議案第 136 号 平成 20 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)

日程第 25 議案第 137 号 平成 20 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補
正予算 (第 2 号)

日程第 26 議案第 138 号 平成 20 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)

日程第 27 議案第 139 号 平成 20 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算
(第 1 号)

日程第 28 議案第 140 号 平成 20 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会
計補正予算 (第 1 号)

日程第 29 議案第 141 号 平成 20 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 30 議案第 142 号 平成 20 年度安芸高田市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1 番	前 重 昌 敬	2 番	石 飛 慶 久
3 番	児 玉 史 則	4 番	大 下 正 幸
5 番	和 田 一 雄	6 番	水 戸 眞 悟
7 番	先 川 和 幸	8 番	山 根 温 子
9 番	穴 戸 邦 夫	10 番	山 本 優

11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近	20番	藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

7番	先川和幸	8番	山根温子
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
総務企画部長	田丸孝二	市民生活部長	廣政克行
産業建設部長兼 公営企業部長	金岡英雄	地域経済推進部長	清水盤
消防長	竹川信明	消防本部次長 兼総務課長	広政康洋
会計管理者	立田昭男	福祉事務所長兼 社会福祉課長	重本邦明
八千代支所長	榎原秀克	美土里支所長	高杉和義
高宮支所長	近藤一郎	甲田支所長	垣野内壮
向原支所長	南部政美	総務課長	沖野文雄
行政経営課長	武岡隆文	政策企画課長	竹本峰昭

教 育 長 佐 藤 勝 教 育 次 長 益 田 博 志
教 育 参 事 永 井 初 男

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（3名）

事 務 局 長 光 下 正 則 議 事 調 査 GL 児 玉 竹 丸
書 記 倉 田 英 治



午前 10時00分 開会

○藤井議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。

事務局長 光下正則君。

○光下議会事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3千万円以上1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

第3点、監査委員より平成20年9月分・10月分の例月出納検査並びに、定期監査の結果についての報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○藤井議長

以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において7番 先川和幸君及び8番 山根温子さんを指名いたします。



日程第2 会期の決定

○藤井議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長 金行哲昭君。

○金行議会運営委員長

おはようございます。平成20年第4回定例会の運営につきまして、去る12月2日及び4日に議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から12月19日までの11日間といたしました。議事の都合により、12月12日から12月18日までは休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、議案28件、請願1件の計29件でございます。議案審議につきまして、議案第115号から議案第131号までの17件につきましては、お手元の付託表のとおり、それぞれ提案

理由の説明後、質疑を受け、各常任委員会に付託することといたしました。その他の案件につきましては、付託を省略することといたしました。

請願につきましては、お手元の請願文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託されることとなっておりますので、委員会の審査が終われば、最終日に上程される予定となっております。また、各種 陳情・要望書等につきましては、各常任委員会において調査されることとなっております。

次に、一般質問の取り扱いにつきましては、11人から通告がありましたので、2日間の日程といたしました。通告順には、明日10日が6人、11日が5人といたします。

以上で報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は11日間とすることに、御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第115号 安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第116号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第117号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第118号 財産の無償譲渡について

日程第7 議案第119号 財産の無償貸付について

日程第8 議案第120号 安芸高田市建設計画の変更について

日程第9 議案第121号 過疎地域自立促進計画の変更について

日程第10 議案第122号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更について

○藤井議長 日程第3、議案第115号「安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例」の件から、日程第10、議案第122号「辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定及び変更について」まで8件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。平成20年第4回定例会の開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

このたび、第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位の皆様方には、御多用の中、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

本定例会には、条例にかかるものが7議案、補正予算にかかわるも

のが 11 議案、その他、一般議案が 10 議案の計 28 議案を提出させていただきたくこととしております。どうかよろしく御審議を賜りたいと存じます。

議案第 115 号から議案第 122 号まで、8 件の提案理由について御説明を申し上げます。

最初に、議案第 115 号「安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例」についてでございます。

本案は、地方自治法第 161 条第 2 項の規定に基づき定めていた副市長の定数を、本市の人口規模を勘案すると同時に、行財政改革の一環として、2 名から 1 名に変更をするため、必要な改正を行うものでございます。

次に、議案第 116 号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」についてでございます。

現在、本市では市民ニーズの多様化や高度化に対応しつつ、合併効果を高め、将来像として掲げた「人 輝く・安芸高田」の実現を目指すと同時に、一方では、極めて厳しい財政環境のもとで、職員の大幅な削減等、行財政改革を断行しております。

こうした中、私が政治公約に掲げました政策課題を早期に実現可能なものとするため、昨年度行いました組織機構改革を改めて検証し、これまで以上に効率的で市民にわかりやすい組織機構に改めるため、平成 21 年 4 月 1 日を施行日とする条例改正を行うものでございます。今回の機構改革にあたりましては、目指すべき組織として、①目的を明確にした誰もがわかりやすい組織。②機能強化と効率化により、政策課題に的確に対応できる組織。③市民の利便性を高める組織。という 3 つの柱を掲げ、慎重に検討を重ね、組織機構の見直しを行ったところでございます。

次に、議案第 117 号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案は、現在取り組みを進めております、地区集会所の地元移管につきまして、譲渡の手続きが終了しました吉田町山手集会所並びに甲田町老寿会十江老人集会所及び山田老人集会所を、条例の別表から削除するものでございます。

次に、議案第 118 号「財産の無償譲渡について」でございます。

本案は議案第 117 号に関連し、地元へ移管します山手集会所並びに老寿会十江老人集会所及び山田老人集会所を、地域の財産として利活用していただくため、それぞれ地元の団体に無償で譲渡したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 119 号「財産の無償貸付について」でございます。

本案は議案第 117 号及び 118 号に関連し、地元へ移管します 3 つの集会所の敷地が、いずれも市有地であるため、市有地をそれぞれの譲

渡先へ無償で貸付きたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 120 号「安芸高田市建設計画の変更について」でございます。

本案は合併時に策定しておりました安芸高田市建設計画に、新たに学校給食調理場建設についての記述を追加し、変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 7 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 121 号「過疎地域自立促進計画の変更について」でございます。

本案は平成 16 年に策定しております過疎地域自立促進計画を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 6 項の規定において準用する同条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

主な変更の内容といたしましては、交通通信体系の整備の項に、地デジ対応施設の整備のほか、産業の振興及び教育文化の振興の項に 3 事業を新たに追加しようとするものでございます。

次に、議案第 122 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更について」でございます。

本案は、別紙のとおり新たに辺地計画として、八千代町本郷地区及び高宮町下船木地区において定めることと、既に策定しております甲田町長屋・高地地区の辺地計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項及び同条第 5 項の規定において準用する同条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更等の主な内容は、地デジの対応施設の整備にかかるものを追加するものでございます。

以上、8 議案につきましてよろしく御審議の上、適当なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16 番 入本和男君。

○入本議員

私は議案第 115 号と 116 号について伺います。

市長の政策として、非常に前向きに取り組んでおられる議案だと思うわけですが、115 号につきましては、今のように 2 人を 1 名にされた基本的な、そこに変えられた理由をお伺いしたいと思います。

それから 116 号でございますけども、随分今回の機構改革の中で思い切ったことをされていて、非常に、市長の政策を運営するためにこういうふうにしたと当初申されたわけですが、特に市長の政策の上で行政改革または財政改革の上におきまして、このたび室の



増設、それから支所が2課になったという、総合窓口と「すぐやる課」で、これが、まあ地域格差をなくす上におきましても、現状がこの課で維持できるのか。

それから教育分室の廃止等がありますが、そのあたりの問題は市長のお考えか、または教育委員会のお考えかであろうと思いますが、これは総務企画常任委員会に付託になっているわけですが、委員外でございますので、その総括的な意見をし、質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの入本議員の御質問にお答えいたします。

副市長の2人制を1人にするということについてでございますけど、我が市は非常に小規模な、市といっても人口が3万人ばかりの非常に小さな市でございます。そして今現在、いろんな部制とか課制とか、いろいろしまして、事業を遂行していくのに、現在の組織を部を維持する、今副市長が2人というのは、現在の組織との関連があるんですけども、現在の部を充実しながら当面副市長は1人でいいのではないかという判断でさせていただきました。今度はいろんな、今後の職員の退職とか、それを踏まえた時点で、また安芸高田市に合ったような見直しをまたかけるかもしれないですが、当面はこういう感覚でいきたい。行政改革を踏まえまして、そういう1名減にさせていただきました。

それから、組織改革でございますけども、まず1点、3点申しましたけども、わかりやすい組織ということで、今グループ制とか、いろいろありますけども、市民が見られて、来て、ここで何をやっているんだろうかと。まず、わかりやすい組織にしようということで、このいろんな横文字の係については、我々行政同士がわかればいいんであって、まずは市民がわかるような組織にしようということで、まず変更をしております。

それから、私の行政改革の公約の一環であります「すぐやる課」の設置を今考えております。これは住民の要望にすぐに対応しようと、電球の玉とか、道路の維持修繕や、草を刈ったりするというのを、これは本来予算というのは、1年間の周期、議会の議決を経てちゃんと予算化してからやっていくという周期なんですけども、軽微なもの、特に皆さん方、議会の議決を伴わない軽微なものについては、こういう迅速にサービスを優先しようということで、こういう課を設けさせていただこうと思っております。それから、これは決して議会軽視にはつながらないという条件のもとで、こういうことをやらせてもらっております。

それから、これから行財政改革で支所機能の充実ということと、行政改革と相反するわけなんですけど、これは今度皆さん方にも説明をしていきますけども、これからの行政改革は職員を減らしていかないとい

けないです。どこを減らすかということも議論をしてもらいたいと。そういうことを踏まえながら、今回いろんなことを考えまして、支所の充実、機能的には強化を図りながら人員を減らしてもらおうという施策の選択をしております。中身を濃くしてすぐに対応ができるように、職員についてもいろいろな支所において、いろいろな課があって、個々の問題というのではなしに、1人の職員が、全体ができるような研修を、また対応をしていきたいと、かように考えています。

教育の問題についても、いろんな行事については中央である程度仕切るなど、工夫を凝らしながら対処していきたいと思っております。御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員

今の教育問題につきましては、市長並びに教育長にもお尋ねしますと申しましたので、教育長のほうもお願いいたします。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは、先ほどの入本議員の御質問にお答えをいたします。

教育分室の廃止という新しい組織機構改革のもとで計画をしているわけですが、このことにつきましては、市全体の組織機構改革が進められておる中で、人員も削減をされると。しかしながら、市民に対するサービスの低下ということがあってはならないという基本的な考え方のもとに、教育委員会は教育委員会規則で定めますけども、全体的な動きの中で住民に対するサービスは低下しないという方向で、それぞれのもとあった支所につきましては、例えば田園パラッツォとかあるいは美土里町のまなびというところには職員を配置しますが、教育分室としての配置ではなしに、そこに持つ仕事の内容は同じですが、決裁権限は中央の生涯学習課のほうで持ちながら、全体的なバランスを図って機能的な仕事をさせてもらいたいというように考えておるところであります。

以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員

付託案件でありますので、私も深くは追求をいたしません。今の分室についても、非常に心配なのは組織図の中のどの位置に、今度はこれが支所の総合窓口課に配置されるのか、そのあたりが分室というものは非常に生活に未着した利便性の中で、その位置づけがこの組織図の中で見れないので、そのあたりを教育委員会の中にも分室という言葉がなくなると、どこの中にこのものが入って、だれが管理していくのかというのが、私はわかりにくいので、ちょっとその点を具体的に伺いたいのが1点と、それから先ほど市長の答弁の中に「すぐやる課」がありますけども、その決裁をするという状況の中で、支所長権

限というものは決裁権を現在では課長クラスが部長級の決裁権を持っておると思うんですが、現在支所長として、予算的なものが発生すると思うんですが、そのあたりはどのようにお考えか、2点ほど伺います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 当然、「すぐやる課」ですから支所長に権限を持ってもらって、やっていくと。1週間もたたんように、10日間もかかっては困るので、すぐできるようにと。契約も一括当初契約をしておいて、後から精算をするというように、市民にとって迅速ということがテーマでございますので、そういうことをしっかり考えていきたいと思っております。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほどの教育分室の組織的な位置づけでございますが、結論から申し上げますと、生涯学習課の中に位置づけてまいります。文化・スポーツ推進室というのもございますが、生涯学習課の中の文化・スポーツ推進室と。生涯学習課の中に今度はそれぞれの支所の、例えば先ほど言いました田園パラッツォとか、まなびとかいうところに配置しております職員の統括をさせてもらうというように組織的には考えてまいります。このように思っております。

なお、この教育委員会の組織につきましては、いろいろな思いもあるわけでございますが、基本的に地教行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の改正がございまして、将来的には地教行法の中で、市の条例改正がなされた場合には教育委員会が所掌しております生涯学習、そして学校教育という分野の中で、とりわけ文化・スポーツ分野については条例改正があった場合には、市長部局のほうで担当するということができるように今回改正がなされました。しかしながら、今の状況を見たときには、合併後まだ間のない中でそういうことについてはまだ早いという状況は我々も認知しておるところでありまして、住民に対するサービス、住民のいろんな問題についての対応と、あるいはスポーツ・文化活動を活性化することによって、市のにぎわいをさらに進めていきたいという思いもございまして、今回このような方策を出してもらっていますが、お願いをしておりますのは、人員をどんどんどんどん削減をされたのでは、何ぼ高邁な理屈を申し上ましても、実質的には動くことができないということがありますから、今後大幅な組織改革ということを進めていく中で、そのことが、私が先ほど申し上げましたことが、実施できるような方向にならざるを得ないのかなというような思いを持っておるところでございます。

以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本 8 件は総務企画常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 11 議案第 123 号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を
改正する条例

日程第 12 議案第 124 号 芸北広域環境施設組合理約の変更につ
いて

○藤 井 議 長 日程第 11、議案第 123 号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改
正する条例」の件及び日程第 12、議案第 124 号「芸北広域環境施設組
合理約の変更について」の 2 件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明
を求めます。市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 議案第 123 号及び議案第 124 号について、提案理由の御説明を申し
上げます。

最初に、議案第 123 号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正
する条例」についてでございます。

本案は、来年 1 月から始まります産科医療補償制度に伴い、この制
度に参加している医療機関を利用する世帯に対し、現行 35 万円として
いる出産育児一時金を 3 万円加算し 38 万円とするため、必要な改正を
行うものでございます。

次に、議案第 124 号「芸北広域環境施設組合理約の変更について」
でございます。

本案は、本市が加入しております芸北広域環境施設組合の規約のう
ち、収入役を会計管理者に改めるため必要な改正を行うもので、地方
自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上 2 議案について、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りま
すようお願いを申し上げます。

○藤 井 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本 2 件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 13 議案第 125 号 安芸高田市簡易水道事業給水条例の一  
部を改正する条例

日程第 14 議案第 126 号 安芸高田市飲料水供給施設給水条例の  
一部を改正する条例

日程第 15 議案第 127 号 安芸高田市水道事業給水条例の一部を  
改正する条例

日程第 16 議案第 128 号 土地改良事業計画概要について

【桂地区】

日程第 17 議案第 129 号 字の区域の変更について

【地籍調査事業】

日程第 18 議案第 130 号 字の区域の変更について

【小原地区下小原工区】

日程第 19 議案第 131 号 工事委託契約の変更について

【安芸高田市特定環境保全公共下水道  
甲田浄化センター建設工事】

○藤井議長 日程第 13、議案第 125 号「安芸高田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」の件から、日程第 19、議案第 131 号「工事委託契約の変更について（安芸高田市特定環境保全公共下水道 甲田浄化センター建設工事）」までの 7 件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第 125 号から議案第 131 号までの提案理由について、御説明を申し上げます。

最初に、議案第 125 号「安芸高田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」、議案第 126 号「安芸高田市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例」及び議案第 127 号「安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、以上 3 議案につきましては、条例改正の趣旨が同一でございますので、一括で説明を申し上げます。

本案は、合併以来の懸案事項でございました水道料金について、事業の別によることなく統一を図るため、必要な改正を行うものでございます。

料金の改定にあたっての基本的な考え方といたしましては、合併前の各町及び各給水区の料金体系に格差が大きいことから、安芸高田市内の現行料金や県内の他団体の料金体系をもとに、料金の平準化を行うことを最優先といたしました。

なお、料金の統一時期といたしましては、改定幅が大きくなる給水区があることから、平成 21 年度を調整初年度とし、平成 23 年度から統一を図ることといたしております。また、加入者分担金につきましては、合併協定に基づき、旧吉田町の例をもとに調整を図り、平成 21 年度から統一を行うことといたしております。

次に、議案第 128 号「土地改良事業計画概要について（桂地区）」でございます。

本案は、吉田町桂地区において、平成 21 年度から団体営ほ場整備事業として事業実施してまいります土地改良事業計画について、計画概要を別紙のとおり定めるため、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 129 号「字の区域の変更について（地籍調査事業）」でございます。

本案は平成 18 年度に実施いたしました高宮町来女木の一部の地域の地籍調査事業において、飛び地番があることから、字の区域を変更し整理する必要が生じたため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 130 号「字の区域の変更について（小原地区下小原工区）」でございます。

本案は甲田町小原地区において、ほ場整備事業の実施に伴い、従来の地形が変更され、字界が不明となったので、ほ場整備後の区画に合わせて字界を変更するため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 131 号「工事委託契約の変更について」でございます。

本案は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、平成 19 年議案第 55 号により議決を得ておりました「安芸高田市特定環境保全公共下水道甲田浄化センター建設工事」の委託契約について、契約金額を 2 億 7,713 万円から 2 億 4,049 万円に変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上 7 議案について、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

17 番 今村義照君。

○今村議員

2 点ほどお伺いをいたします。まず、水道事業の給水条例の一部改正でございますが、来年度を初年度として 23 年度に統一化に向けての動きの方向が示されたわけでございます。これが、そこまでかかる理由が、ちょっとまだよく見当たりませんので、そこら辺についての御説明と、あわせて未給水地域がまだ市内に存在していると、そこら辺との関係についてこの条例改正をどういうふうにお考えなのかお伺いしたいのが 1 点でございます。

次に 131 号の減額でございますが、この理由はどういったことなのか、以上 2 点をお伺いいたします。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

公営企業部長 金岡英雄君。

○金岡公営企業部長

ただいま御質問の第 1 点目の水道料金の統一の関係でございますが、いわゆる合併後かなり時間を要しております。合併時点でいろいろ議論をさせていただく中で、公営企業会計と簡易水道会計、また飲料水供給施設の 3 つの事業がございます。これらにつきまして各旧町での取り扱いがさまざま、しかも公営企業会計というものが入ってきておりますので、ここらの統一についていろいろ検討をして、どの事業に

関係なく統一するということになっておりました。

そういう中でいろいろ経営分析等をさせていただいて、当初いろいろやってみますと、かなり将来的に料金もある程度上げざるを得ないというような状況も我々の事務レベルの思案ではちょっと出ておりましたが、そういうことを将来の維持管理等も検討をする中で、どういうふうな改善をして、余り負担がかからないようにするかというのが大きな課題でございました。

その後、今年度に入りまして、これまでの状況を説明をする中で、市長のほうからまず統一を優先して平準化を図ろうということで、御指示をいただいて現在のようないくつかの状況になっております。主には事業が余りにも多く分かれていたところの調整等が時間を要したというのが大きな原因でございます。

また、未給水区域につきましては、現在の対応としまして、いわゆる飲用水供給施設という補助事業を持っております。この給水区域に入っていないところについては、現在もボーリング補助ということで、最高限度を40万円として助成をさせていただいて、そういう形での対応をさせていただいているというのが現状でございます。

それから、2点目の変更の減額の主な理由といたしましては、これは、いわゆる下水道事業団が直接入札をしております。その際の入札差金あるいは、工場内での業務の工事の精算が主なものでございます。主には落札の差金ということが原因でございます。

以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本7件は産業建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第132号 平成20年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)

○藤井議長

日程第20、議案第132号「平成20年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第132号「平成20年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、9,911万2千円を減額し、予算の総額を192億4,246万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、地方特例交付金502万6千円、地方交付税1,036万8千円、国庫支出金674万7千円、繰入金2,146万9千円、

繰越金 1 億 3,136 万 1 千円、諸収入 544 万 7 千円をそれぞれ追加し、市税 1 億 1,280 万円、分担金及び負担金 11 万 2 千円、使用料及び手数料 620 万円、県支出金 8,611 万 8 千円、市債 7,430 万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、民生費 1,867 万 5 千円、商工費 139 万 1 千円、消防費 28 万円、災害復旧費 320 万円をそれぞれ追加し、議会費 1 千円、総務費 923 万 1 千円、衛生費 723 万 8 千円、農林水産業費 1,980 万 1 千円、土木費 7,639 万 2 千円、教育費 999 万 5 千円をそれぞれ減額するものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、16 億 5,870 万円と定めるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長

それでは一般会計補正予算の要点の御説明を申し上げたいと思います。なお、主要な歳入歳出について御説明を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

補正予算書の 10 ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、1 款の市税、1 項の市民税、2 目の法人市民税につきましては、急激な景気の落ち込みによりまして、7,600 万円を今年度減額するものでございます。2 項の固定資産税、1 目の固定資産税は、2,000 万円の減額でございます。これは土地に関する固定資産税分を減額するものでございます。4 項の市町村たばこ税は、1,680 万円を減額するものでございます。

9 款の地方特例交付金、3 項の地方税等減収補てん臨時交付金は、本年 4 月の道路特定財源暫定税率の失効に伴う 1 ヶ月分の補てん措置として、国から 502 万 6 千円の交付を受けるものでございます。

10 款の地方交付税は、道路特定財源暫定税率失効による地方への交付金の配分等に伴う、8 月算定の負担調整率の再調整による、普通交付税 1,036 万 8 千円を増額するものでございます。

12 款の分担金及び負担金、1 項の分担金、1 目の総務費分担金、73 万 5 千円の増額は、地上波デジタル放送共聴施設改修予定施設の変更によりまして、対象世帯数が増加しました。それに伴いまして、テレビ放送難視聴解消施設整備事業分担金の増でございます。2 目の農林水産業費分担金、829 万 5 千円の減額は、事業費の確定見込みに伴う受益者分担金の減でございます。2 項の負担金、3 目の民生費負担金、724 万 1 千円の増額は、市外からの保育所入所者の増に伴う広域入所運営費他市町村負担金の増額でございます。

次に、13 款の使用料及び手数料、2 項の手数料、2 目の衛生手数料、

640万円の減額は、し尿処理手数料の減額でございます。

14款の国庫支出金、1項の国庫負担金、1目の民生費国庫負担金、373万7千円の増額は、児童扶養手当、生活保護費の執行見込みによる国庫負担金の調整でございます。

12、13ページをお開きいただきたいと思います。2目の災害復旧費国庫負担金、213万4千円の増額は、土木災害復旧事業に伴う国庫負担金の増額でございます。2項の国庫補助金、1目の総務費国庫補助金、1,649万5千円の増額は、難視聴解消事業の執行見込に伴い、地域情報通信基盤整備推進交付金を1,216万4千円減額し、国の経済対策に伴う、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金2,865万9千円を計上し、地域活性化交付金につきましては、地域農道リフレッシュ事業、道路維持補修などに充当するものでございます。15款、4目の土木費国庫補助金、1,585万2千円の減額は、事業の執行見込に伴う、道路改良、市営住宅整備費補助金の減でございます。次に、4目に行ってくださいまして、農林水産業費県補助金、3,306万3千円の減額でございますけれども、農林事業費の執行見込みによるもので、1節の農業費補助金を1,630万3千円、2節の林業費補助金を1,676万円をそれぞれ減額するものでございます。3項の委託金、1目の総務費委託金、2,485万円の減額は、税源移譲による激変緩和措置に係る市県民税還付額の確定によりまして、個人県民税徴収取扱費交付金の減額が主なものでございます。3目の土木費委託金、2,918万円の減額は、県道改良・維持費委託金の減でございます。

次に、18款の繰入金でございますけれども、1項の特別会計繰入金は、総額2,196万2千円の増額で、各特別会計の平成19年度分の繰出金の精算によるものでございます。

14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。19款でございますけれども、繰越金でございます。前年度からの純繰越金として、1億3,136万1千円を増額するものでございます。

20款の諸収入、5項の雑入、4目の雑入、544万7千円の増額でございますけれども、施設の災害共済金、生活保護費返還金の増が主なものでございます。

21款の市債は、7,430万円の減額で、それぞれの事業の執行見込に伴い、充当する起債を調整いたすものでございます。

続きまして歳出でございます。16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの補正につきましては、事務事業の執行見込に伴う事業費の仮精算・予算整理をいたしておるところでございます。また、職員給与費につきましては、育児休業、病気休暇、介護休暇に伴う給料の減額及び各種手当の調整等をいたしております。なお、職員給与費等につきましては、52ページ、53ページに給与費明細書を掲載しておりますので後ほどごらんをいただきたいと思います。

先ほど申しあげましたように、減額する費目につきましては事務事業の執行見込に伴う予算整理に伴うものでございますので、主要な増減について御説明を申しあげたいというふうに思います。

2 款の総務費、1 項の総務管理費、1 目の一般管理費は、895 万 4 千円の増額でございます。総務一般管理費の市例規集の加除、電子データベース更新の増による追録図書費として 600 万円、後期高齢者医療制度が変わりました関係などの郵送物の増加による通信運搬費、325 万円の増が主なものでございます。5 目の財産管理費、2,086 万 5 千円の減額は、事務事業の執行見込に伴う予算整理でございます。

18 ページ、19 ページをお開きいただきたいとします。10 目の諸費、2,600 万円の減額は、税源移譲による激変緩和措置に係る住宅控除の市県民税還付金の確定による減でございます。11 目の行政情報処理費は、1,216 万 5 千円の減額で、右の説明欄のネットワーク経費、200 万円は、N T T の電柱に光ケーブルを架設しておりますが、この電柱の移設に伴いまして、工事費を増額するものでございます。電算処理費の委託料、300 万円でございますが、機構改革に伴う各種電算システムの改修費でございます。備品購入費 138 万 1 千円は、介護制度の改正に伴う厚生労働省提供の介護保険認定ソフト対応パソコン 5 台の購入費用でございます。地域情報化推進費 1,854 万 6 千円の減額は、地上波デジタル放送共聴施設改修補助金について、当初 22 施設を今年度予定しておりましたけども、電波受信状況及び共聴施設組合の御都合によりまして、本年度は 6 施設を整備することとなったことに伴いまして減額するものでございます。2 項の徴税費、1 目の税務総務費、396 万 2 千円の増額は、職員給与費の増額で税務職員の時間外勤務手当の増額が主なものでございます。2 目の賦課徴収費、4,277 万 5 千円の増額は、年金からの市税特別徴収制度導入、及び寄附金控除制度の改正などによりまして、住民税納付制度改正に伴う市県民税電算システムの改修委託費の増額が主なものでございます。3 項の戸籍住民基本台帳費、298 万 9 千円の減額は、職員給与費の調整でございます。

20 ページ、21 ページをお開きいただきたいとします。4 項の選挙費、3 目の選挙執行費、320 万円の減額は、職員給与費の調整でございます。

3 款の民生費、1 項の社会福祉費、2 目の障害者福祉費は、175 万 2 千円の増額でございます。本年 10 月の自立支援法新体系移行に伴う、それぞれの障害者福祉事務事業の調整が主なものでございます。3 目の老人福祉費は、140 万 7 千円の増額でございますが、22 ページ、23 ページをお開きいただきたいとします。増額する主な事業は、後期高齢者医療事業費の 840 万円で、平成 21 年度も引き続き保険料負担軽減を中心とする制度の見直しを実施されますことから、これに伴う電算システム改修費を計上するものでございます。2 項の児童福祉費、2

目の保育所費は、653万2千円の増額でございまして、主な増額理由は、私立保育所総務管理費の628万7千円で、保育所入所人員の増に伴う私立保育所措置委託料の増額でございます。

3目の児童手当費、197万円の増額は、前年度の児童手当国県支出金の精算の返納金でございます。

24ページ、25ページをお開きいただきたいと思います。4目の児童扶養手当費、336万9千円の減額は、児童手当支給対象者の確定により見込によるものでございます。次に、3項の生活保護費、2目の生活保護扶助費、1,039万4千円の増額は、生活保護費の増額で、医療費扶助が増額するものによるものでございます。

4款の衛生費、1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費、366万9千円の減額、及び2目の健康づくり推進事業費、27万4千円の減額は、職員給与費及び産休代替保健師賃金の減でございます。4目の環境衛生費は、1,446万1千円の増額でございしますが、説明欄の環境衛生総務管理費106万円は、県の補助金を財源として、ゴミの不法投棄の多い場所に、不法投棄防止監視カメラ、不法投棄防止看板を設置するものでございます。その他、特別会計の補正に伴いまして、繰出金の調整をいたしております。

26ページ、27ページをお開きいただきたいと思います。2項の清掃費、2目のし尿処理費、1,818万8千円の減額は、職員人件費及びし尿処理収集運搬業務委託料の減でございます。

6款の農林水産業費、1項の農業費、2目の農業総務費は、518万8千円の増額でございまして、農業集落排水事業特別会計への繰出金、678万8千円の増が主なものでございます。3目の集落営農推進費は、567万1千円の増額でございます。右の説明欄の水田農業構造改革対策事業費、300万1千円でございしますが、28ページ、29ページをごらんいただきたいと思います。国の生産調整基準のオーバ一分として、産地づくり交付金・生産調整助成金を計上するものでございます。営農支援事業費267万円は、対象面積の増加による高宮町川根地区への集落型農業生産法人育成事業補助金の増でございます。4目の農業生産支援費は、119万1千円の減額で、それぞれの事業の執行見込による予算整理が主なものでございます。増額する事業につきましては、右の説明欄の上段の農業生産振興事業費のブランド米戦略展開事業補助金30万3千円は、新たに、こいもみじ、黒米種子の購入助成金を計上するものでございます。下段の農地保全対策事業費、158万1千円の増額は、有害鳥獣防護柵資材代の助成金の増でございます。6目の農村整備費は、1,838万4千円の減額で、各農村整備事業費の執行見込に伴う予算整理による減が主なものであります。

30ページ、31ページをお開きいただきたいと思います。31ページの説明欄の上段の地域密着型農道環境整備事業費は、地域農道リフレッシュ助成金事業として、本年9月に制定し、9月補正において、1,000

万円を予算化したところでございますが、地域からの要望が多いことから、今回500万円を増額いたすものでございます。

次に32ページ、33ページをお開きいただきたいと思います。2項の林業費、2目の林業振興費は、333万5千円の増額でございますが、増額した費目、13節の委託料572万1千円は、捕獲見込み頭数の増加によりまして、有害鳥獣捕獲委託料を増額するものでございます。4目の林道整備事業費、1,500万円の減額は、林道改良事業の執行見込みに伴う工事請負費の減でございます。

34ページ、35ページをお開きいただきたいと思います。2項の道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費、146万9千円の増額は、職員人件費の調整、及び道路照明修繕料、道路照明電気代の増が主なものでございます。2目の道路維持費は、713万円の増額で、市道道路維持費を1,550万円増額し、県委託県道道路維持費を837万円減額するものでございます。3目の道路新設改良費は、6,511万円の減額で、道路改良事業の精算見込みに伴う予算調整でございます。

36ページ、37ページをお開きいただきたいと思います。4目の橋梁維持費、300万円の減額は、橋梁点検委託費の精算見込みに伴う予算整理でございます。4項の都市計画費、2目の公共下水道費、370万7千円の増額は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金の調整でございます。

38ページ、39ページをごらんいただきたいと思います。5項の住宅費でございます。2目の住宅建設費、2,143万9千円の減額は、事業の執行見込みに伴う予算整理でございます。1項の消防費でございますが、3目の消防施設費、117万4千円の増額は、事業の執行見込みに伴う、設計委託費、消火栓設置負担金の増が主なものでございます。

40ページ、41ページでございますが、10款の教育費、1項の教育総務費、2目の事務局費、28万8千円の増額で、主な増につきましては、説明欄の中段、事務局総務管理費、委託料の学校施設耐震化調査業務委託料277万2千円で、甲田中学校の体育館の耐震調査費の増でございます。2項の小学校費、1目の学校管理費は、349万2千円の減額で、各小学校の事務事業の予算整理でございます。

42ページ、43ページをお開きいただきたいと思います。各小学校の事務事業の予算整理の続きでございます。44ページ、45ページでございますが、3項の中学校費、1目の学校管理費は、416万7千円の減額で、各中学校の事務事業の予算整理でございます。

46ページ、47ページでございます。5項の社会教育費、1目の社会教育総務費は、700万8千円の増額でございます。説明欄の中段、社会教育施設維持管理費579万7千円は、各施設の燃料費244万8千円、修繕料141万9千円の増と、アージュホールの観覧席の停止位置を増設する工事費、187万円の増でございます。説明欄下段の少年自然の家管理運営費167万6千円は、労働基準監督署の指導による、人材派

遣業務の宿直業務の単価を改定することに伴う委託料、153万2千円の増が主なものでございます。

48ページ、49ページをごらんいただきたいと思います。8目の文化財保護費、107万9千円の増額は、郡山城跡遺構保全業務等委託料、283万5千円の増額が主なものでございます。6項の保健体育費、1目の保健体育総務費、266万9千円の減額は、各事務事業の精算見込みに伴います予算整理が主なもので、15節の工事請負費、160万3千円の増額は、体育施設の維持修繕工事費の増額でございます。3目の学校給食費は、699万2千円の減額で、職員人件費の調整が主な減額理由で、増額しました費目、11節の需用費60万5千円の増額は、学校給食施設の消耗品費、燃料費、修繕料の増でございます。

50ページ、51ページをお開きいただきたいと思います。11款の災害復旧費、2項の土木施設災害復旧費、1目の公共土木施設災害復旧費、320万円の増額は、市道外堀・山部線災害復旧費の増でございます。

もとに戻っていただきまして、4ページをお開きいただきたいと思います。地方債の補正でございますが、総務事業債を2,270万円減額して1,980万円に、農林水産事業債を190万円増額して1億2,430万円に、土木事業債を5,350万円減額いたしまして2億1,740万円とし、補正後の借入限度額を16億5,870万円とするものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

この際、11時25分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時09分 休憩

午前 11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

17番 今村義照君。

○今村議員

何点かお伺いをいたします。

まず、歳入の中で市税が約3%弱の減額補正になっておりますが、果たしてこれでとどまるのかどうか、ちょっと危惧するところがございますが、その基本的な数字を出された理由についてお考えをお伺いしたいのが1点でございます。

2点目に国庫補助金の件でございます。地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金として、前に設定されておりました地域情報通信基盤整備交付金とのからみでございますが、この地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金は、現年度だけの交付金なのかどうか、そこら辺についてお伺いをしたいと思います。

次に、歳出のほうでございますが、清掃費のうち、し尿処理業務委託料が1,600万円余り減額になっております。その減額理由をお伺い

いたします。

今回は、農村整備費の関係でございます。31ページの地域密着型農道環境整備事業ということで、9月補正で1,000万円組みました。さらに、今回500万の増額という補正となっておりますが、これまで何箇所ぐらいそういった地域要望があり、どのぐらいの総合面積がこれによって実現されるのかどうか。以上についてお伺いをいたします。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長

13ページの国庫補助金の中の総務管理費補助金に示しております地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金でございますが、一応今年度の事業であると認識しております。

○藤井議長

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

税収の法人税の減額でございます。御質問のとおり、現在の金融危機の低迷、景気の悪化によりまして、大体707社ぐらい当初予算を見積もっております。その中で3月、6月、9月決算の四半期の報告を受けまして、大体このぐらいでいけるのではないかという現在の考えでこのたびの補正の減額をさせていただいたと考えております。

○藤井議長

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

し尿の運搬業務の委託料の関係でございますが、これにつきましては、いわゆる合特法、下水道等の整備に伴う一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法というのがございますが、それが旧町それぞれ各町での下水処理に伴いまして協定を結ばれておりました。平成19年度末でその協定が終わるということで、新たに安芸高田市として合特法に基づく合理化事業をする際に内部精査をさせていただいて、最終的に1,641万4千円の予算減額をさせていただいたものでございます。

○藤井議長

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

農林水産業費の地域密着型の農道整備事業でございます。現在の状況でございますが、9月の補正で1千万円の対応をしております。これについては、22件の要望に対して現在事務処理を進めております。さらに、11件の要望が出ておりまして、トータルで33件の全体の申し込みを受けております。現在のところ1,480万7千円の補助金ベースでの見込みを立てておるところでございます。よって、今回500万円の補正の予定をさせていただいたところでございます。

全体の延長につきましては、概ね3キロ前後というふうに思っております。

以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

17番 今村義照君。

○今村議員

一番最後に言われた農道のことでございますが、この地域別の要望について、もうちょっと具体的にお話を願いたいと思います。

- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
地域経済推進部長 清水盤君。
- 清水地域経済推進部長 地域別の申請状況について御報告申し上げます。吉田地域が14件、八千代地域が2件、美土里地域が2件、高宮地域が4件、甲田地域が3件、向原地域が8件、合計の33件でございます。
以上でございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。9番 穴戸邦夫君。
- 穴戸議員 まず19ページ、情報処理費の関係ですが、地上波デジタル放送共聴施設改修補助金が2,123万4千円減額になっておりますが、電波法が改正されて地上波デジタル放送にテレビが変わってくると、こういう中で22カ所が6カ所の補助金対象というふうに聞きましたが、その理由は。これはまた、来年度引き続いてそのあとの残りは改修というか、そういうことになるのかどうか。できなかった理由が、もしわかればお願いしたいと思います。
- それから、その下の徴税費の税務総務費の一般職員人件費、職員手当、これ396万2千円時間外手当が組まれておるということなんですけども、当初の見積もりが少なかったのか、暫定予算のためにこういう形になって見積もり不足だったのか。ただ、これだけ金額が多いということは、三位一体改革に伴う税源移譲に伴って過重労働になっているものではないか、そういうことがないのかどうか、職員数の対応はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
総務企画部長 田丸孝二君。
- 田丸総務企画部長 地デジ放送に伴います共聴施設の改修でございますが、実はこの3年間のうちに実施をするということの中で、市としましては計画的に中継棟も整備されますので、それに対応している共聴施設については、3年間で実施をしていくということでしておりました。そのことを目標にそれぞれ職員が地域に出向いて行っていろいろと御説明を申し上げてきましたが、御承知をいただいておりますように、この改修をするには1戸当たり3万5千円の改修費が要ることがございます。そういったことの中で、地域の中での合意形成をとっていくということが、なかなかわかには難しかったということで整備件数を減少するという形にしております。
- 当然、これを改修しないとテレビは受信できませんので、来年度、今年度分を含めて増設をして工事をすることによって、最終的には3年間で処理をするようにしたいというふうに考えておるところでございます。
- 人件費の問題でございますけども、時間外の手当を中心にここで組ませていただきました。当初、税務の関係におきましては、全体がそうでしたが、いわゆる一定の職員数に一定の比率を掛けて

時間数を機械的にある程度出していたということで、その中で時間外をおさめていただくようお願いをしておったわけですが、特には、税務の関係につきましては、いろいろと固定資産の評価の問題でありますとか、そういったことを含めて業務が多忙になっておりますので、そういった関係の中で、当初いわゆる機械的に振り分けたということと、業務そのものが少し多くなっているということの中で、個々の人件費、時間外相当分をふやしたということでございます。

職員の状況につきましては、この4月1日の人事異動等におきまして実態等を調べさせていただいて、またさらには滞納等の問題もございまして、そこらを含めて方針を定めて対処してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。16番 入本和男君。

○入本議員

いいことでは、18ページの選挙費が320万という減額ですが、これは精査されて出たと思うんですが、この要因について伺うものでございます。

それから、これは事務的なことだとは思いますが、23ページの報酬の非常勤と人材派遣の入れ替えになっているわけですが、このあたりの事務的な状況をお知らせ願いたいと。

それから、土木費でございますけども、35ページになろうかと思いますが、市道の道路維持管理費がふえたことはいいことだとは思いますが、工事請負の、これは内容が大体事業執行の見込みというような内容で話されると、ちょっと具体的にわかりませんので、一步踏み込んだ内容を聞かせていただきたいと思っております。

それから、道路の新設及び改良費でございますけども、このあたりが現在こういう減額になった要因が、現在地場の方は仕事がないという中で、簡単に減額になったのか、その理由を伺うものでございます。内容の中には、その次の県事業負担金、その中にまた2,500万ですか、1,591万とか、それから300万とか、そういうものが次から次に出ていて、なかなか業界の人も苦しいのではなかろうかと思っております。また住宅建設の中での減額もあるわけですが、住宅もそういう面では政策の上においてウエイトの高いものだと思いますが、減額理由について伺うものでございます。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長

選挙費でございますが、職員手当等320万円減額でございますが、これにつきましては、選挙の開票事務につきましては、事務等の見直しを常にしておりまして、そういったことの中で時間短縮をこの間図ってきた成果がそういう形で出たと判断をしております。

○藤井議長

引き続き答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

22 ページの保育所費の報酬及び委託料の組み替えでございます。御承知のように、本年から派遣から嘱託制度へ保育所の対応をさせていただくことになったわけでございますが、当初非常勤が 58 名の予算計上をお願いしておりました。その後 6 名減りまして、現在 52 名という形になっております。

問題は、非常勤の週 30 時間という一つの枠の中で、保育士さんによっては、ある程度 1 日だけではなく、半日でいいとか時間制のほうがよいというような要望等もございまして、ある程度そこらも組み替えを含めております。また、職員の産休 2 名が入っておりますので、それとの代替等をこのたび振り替え等で調整をさせていただいたという形になります。よろしく申し上げます。

○藤井議長

引き続き答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

それでは 35 ページからの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、道路維持費の関係でございますが、市道の維持につきましては、業務委託の関係で除雪に対する委託料 360 万、これは今年度県とも協議をする中で、いわゆる除雪用の機械のリース料等も見ていく必要があるということで、そこらに対する増額分をさせていただいております。

それから、工事請負費につきましては、それぞれこの各支所から状況を、支所の道路の維持の関係の状況をそれぞれ収集する中で、緊急順位のあるものからつけるというふうな形をやっておりました。それらを再度調整させていただきまして、最終的に今年度あと 940 万、総額で言いますと 6,900 万円ぐらいになりますが、これらについて維持の工事をさせていただきたいということで、これはそれぞれ各支所からの要望等も踏まえ調整をさせていただいたというものでございます。

それから、県道委託の維持でございますが、これは当初県と協議をする中で、当初見込みを持っておりましたが、最終的に事業の精算見込みということで、837 万円の減額をせざるを得ないというのが現状でございます。20 路線の道路維持ということでございます。

それから 35 ページ、国庫補助、これは勝田、根之谷、高林坊、あるいは市場、宮ノ城との 3 路線が対象でございますが、これも国庫補助金の精算見込みに伴い、事業の調整をさせていただいたものでございます。

それから、県営事業負担金、19 年度をベースで 3,500 万予算計上をさせていただいております。その中で県道の 1 割負担分の事業費でございますが、最終的に 3 路線、国道 433、甲田、古屋吉田について実施がされましたので、その負担金ということで、これも県の事業が非常に厳しい削減をされる中での対応ということでございます。また、県道改良委託金でございますが、これにつきましても最終的に県の事業の精算といえますか、交付金の額の減額に伴い、それぞれ路線

の調整をさせていただいて、1,591万円を減額をさせていただくものでございます。

それから39ページ、住宅建設でございますが、この主なものにつきましては、当初住宅建設、向原町の小丸子住宅の造成等を地域住宅交付金で予定をしておりましたが、再度もう一つあります町内の向ヶ丘住宅も視野に入れて再度ここらをどういう形で定住施策等へ持ち込むかということで、もう一辺そこらを検討するというので、それらについて減額をさせていただいております。

なお、この中で、向ヶ丘住宅と今棟で空いているところについては解体等をさせていただくということで予算の整理をさせていただいております。

以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員

選挙については成果が出たからこういうふうに出たんですが、時間を何時間見ていてどうなったとか、人員を削減してなったとか、具体的なことがわかれば我々も選挙執行に関して非常に努力された成果を認めるという形で、甘くてなったのか、辛い中でこれだけ経費を浮かせたというのだと私は判断するわけでございますが、前回の選挙執行に対してこういうふうになったと、非常に職員の成果が出たというふうに判断したいんですが、もし具体的にわかればお願いしたいと思います。

それから、23ページの保育所の総務管理費で私立ですが、528万7千円、これは他所からの入所者の増によるという話があったわけですが、これは何名に値してこういう数字になるのか、場所はどこなのか、わかればお願いしたいと思います。

それから、先ほどの土木費の関係でございますけども、どうも支所の状況での市道の維持管理費が支所の積み上げで云々という話になったわけですが、要するに国とか県とか、精査されたということは、結局、当初事業予定をしておったことができないという結果になるわけですね。大体根回しとか、そこらあたりで予定をして組んでいると思うんですが、もうこの時期にあきらめざるを得ないという状況が、年度で言えば来年の3月一杯が事業年度であろうと思うんですが、そのあたりの、これは部長か市長さんにもっと動いてもらって、これだけの維持管理が減額になるということは、非常に計画として非常に不適切と言いがたい。何とか努力して、そのあたりを頑張ってみるということができなかったのか。そのあたりを、ここで断念しなくてはならないという状況。いい話では明許繰越とかいう例もあるわけですね。そこらまで頑張ることはできなかったのか、そのあたりを再度伺います。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長

選挙費の 320 万円の減額でございますが、これは時間外手当の減額でございます。当初どのように計画をし、実績でどのようになったかという詳しい数字は持っておりませんので、後ほど調べさせていただいて報告をさせていただきたいというふうに思います。

○藤井議長

引き続き答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

23 ページになりますが、保育所の措置費、委託料でございます。628 万 7 千円の私立保育所措置委託料として計上を、補正をお願いしております。

内訳としましては、3 歳未満の園児が 4 名で、それぞれ私立でありますので吉田の私立、可愛、入江、1 園ずつと、八千代の南保育園、刈田の保育園、それぞれ 4 園の施設に措置をしているところでございます。

○藤井議長

引き続き答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

ただいまの御質問でございますが、県道の維持管理費等と県の委託改良費につきましては、これは当初では我々のほうは一定の事業を進める上では、当初予算でこの程度見込ませていただきましたが、実際に県のほうから割り当てがあった時点で、予算がつかなかったというのが交付金の配当がされなかったというのが、現状でございます。

それから、道路事業でございますが、これも当初予算では、執行すべき予算措置をさせていただいておりますが、実質、国のほうの事業、道路財源等の問題もあって、予算が確保できなかったということでございます。

それから、県営事業負担金、先ほども申し上げましたが、実際事業実施で精査をしたということで、2,500 万円の減額ということになっております。

以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16 番 入本和男君。

○入本議員

47 ページの少年自然家の運営管理費でございますが、総額でいくらになるのかお知らせを願いたい。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

ただいまの御質問にお答えいたします。少年自然の家の事業費といたしましては、全体での事業費は補正後が 2,711 万 4 千円 (2,579 万 4 千円：29 ページに訂正発言あり) の総額となっております。

以上です。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。15 番 金行哲昭君。

○金 行 議 員

3点ほどお聞きします。歳入の10ページの件ですけれども、市民税もこういう状態で減っているということですが、それにしがつて固定資産税も減っているの、それと余り関係ないのではないかという気もしますが、そこらを1点お聞きをします。

それと、非常に国全体、県も我が市も、非常に経済が悪化しております。その辺に対しての県の補助金とか国の補助金とかあるかないか、それらしきものがですね、それを1点お聞きします。

それと、23ページの一番上に後期高齢者医療制度のシステム改良委託料がございますが、後期高齢者医療保険事業はいい加減な保険でございます、このシステム改良というのが出てくるというわけですよ。これは国からとか県からというものでも、しないといけないというお金ということはわかるんですが、これのというのは今まで何回か出てきていると思うんですが、これは初めてかということをお聞きします。

3点目に、25ページの一番下の環境衛生総務管理費がございますが、106万ですか、これは看板等々のあれをやりたいということですが、これは各担当でやるのか、それとも地域の担当というんですか、環境衛生のほうへおろされるのか、そこらをちょっと詳しくお聞きしたいんですが、その3点でございます。

○藤 井 議 長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

歳入の関係で、固定資産税の2千万円の減でございます。この件につきましては、景気のこと余りかわりがございません。

当初、この予算の見積もり方といいますのは、年度の課税標準額がありますが、プラス評価額の3%を乗じた、足したものをある程度伸び率として予算を見積もってまいります。正確には12月の土地評価調査というものが作成をされるわけですが、当然その時点での関係で予算を組みたいわけですが、なかなかその時点が調整が難しいところでございました。

先ほど申しましたように、この時点修正という形の中で、ある程度課税標準額とその評価額の差というものが、当然60から70%ぐらいありますから、70%に到達している課税標準額については、据え置きをしましょうと。それまでにいくまでに、段階ごとに課税の標準額を何ぼか上げていきますよということなんです、大体、この土地の固定資産税は、土地と家屋と償却がありますが、この土地につきましては、当初3万5,300筆程度の宅地、雑種地を見込んでおります。その中で、先ほど上げましたように、標準額に達したものの、達していきそうなものというもので、ある程度伸び率を上げるのが大体40%ぐらいでよかったということでもありますので、精算をさせていただきまして、差額があとの50%というものが極端に言いますと、その税額を下げさせていただくと、補正をお願いするということでもあります。

それと、法人税につきましては、ひとつのこういった景気に関する中で、前回の9月の議会のほうで総務企画部長のほうから交付税の追加がございまして、法人等の、景気低迷に伴います基準財政収入額が落ちた場合に何ほかの補填というのは9月に交付税のほうで対処させていただいているというように考えております。

それと、後期高齢者システムでございしますが、御承知のように、20年度にある程度この新規制度が始まりました。20年度のいろいろ国保関係者、また社会保険者、扶養に入っておられる方がいろいろ6月、半年間は据え置いてとか、いろいろ2分の1とか、1割とか、9割とかいろいろありまして、その制度が御承知のように、7割、5割、2割の軽減世帯がございまして、低所得に対して。それをこのたびは今年度8.5割軽減とか、次年度は9割軽減とかいうような、制度が国のほうも緩和をされてきておりますので、それをまた20年度で終わるといふことではなしに、また21年度も引き続きまよというような形があるわけです。

そこで20年度で終わるもので今システム改修をしておりますが、それを21年度にもっていかねばいけない、それをまた改修していくような、国のほうとの制度に合わせてうちのほうの電算のシステムを変えさせていただくというような形で、このたびそういった形で補正をお願いしております。

看板の件ですが、25ページの環境衛生の管理費でございまして。これは不法投棄の防止看板をこのたび80枚程度追加するようお願いしております。標識と支柱がございまして、その関係で80枚程度。振興会とか、地域の方に来ていただいて、そういうところに立っていただくたり、公衆衛生協議会のほうからそういうところに立っていただくと、いろいろそういった形で対応をさせていただいております。

○藤井議長

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長

経済が急激に減速する中で市町に対しまして、国県の補助金等はないのかということでございしますが、この秋に地域活性化緊急安心実現総合対策交付金ということで13ページであります、2,865万9千円。これが、いわゆる第一次の対策として出てきたということでございまして、それ以降今年度どのようになるかということについては、現在のところ私どもも情報を持ち得ておりません。

以上であります。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

それでは、先ほどの入本議員の少年自然の家の質疑の件で、答弁訂正が出ておりますので、許したいと思います。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

先ほどの入本議員さんの自然の家の補正後の総額の御質問に、先ほど2,711万4千円と申し上げましたが、大変失礼いたしました。ちょっと違う数字を申し上げまして、補正前の予算額が2,411万8千円で

ございまして、167万6千円の追加で、補正後の予算額は2,579万4千円でございます。訂正をさせていただきます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて再開いたします。

午前中の質疑の中で、入本議員の選挙費の質問がございましたが、その答弁がございしますので、答弁を許します。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長

それでは、午前中の市長選挙に要する経費の職員手当等の減でございますけども、この市長選挙につきましては、市議会の補欠選挙も含んでおりまして、当初、まず投票事務でございますが、330人体制で予算を組んでおりました。実際は厳選をしまして257名体制にしたことによりまして、240万円の減。それから開票事務でございますが、補選を含むということで、当初110人体制で4時間をみておりましたけども、実際には98人体制に絞って、2時間30分で終了をいたしました。このことによりまして、45万円の減。その他、投票所の事前準備等々に要します時間外を削減しまして、これが35万円という内訳でございます。

以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。5番 和田一雄君。

○和田議員

失礼いたします。午前中申し遅れまして、質問をさせていただきますけども、他の議員さんの意見の中で、除雪費というのがございましたけども、このことに関して質疑をいたします。

現在の、多分委託費としてみておられると思うんですが、話の中では道路維持修繕の費用とかいうのが出ましたけども、その辺のところと、それから今後の委託なり、そういったところに、使用される予算、そのことについての質疑。

といたしますのは、現在のこういった建設業界がこういう状況でございまして、機械の保有台数、それから利用者数、もちろん利用者数の減ということで大変なる苦慮をしておるといった現状の中で、先ほどの1,800万何がしの安心ですか、そういった交付税があるということで話がありましたけど、そういった市の今後の対応、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

現在の時期、委託の時期、というのが、今年度も12月になっておるといことで、もうその時点では、機械の確保が難しいということになっているのが現状でございます。

ですから、そういった時期の選定基準、そういったものの決定とか、それから業者が実際にどれだけおって、今年はやっておったが来年はできないとか、またできる業者がふえたとかいう調査もされて、やはり市民のそういった安心して、いわゆるインフラ、そういったところの考え方も合わせてお願いしたいというふうに思います。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

ただいまの除雪に関する質問でございますが、御指摘のように、いわゆる業者の方々が除雪専用を持っている機械をすべての方が持っているわけではないというような状況、また雪の降り方も6町それぞれ状況が違っているような状況がございます。

そういう中で、除雪の機械代等についてどうするかというのが昨年度来、いろいろ県を含めて議論をさせていただいております。最終的に今年度になって一定のリース代をみさせていただくということで調整をさせていただいたということで、ここへ予算計上をさせていただいております。

それから、時期的な問題ですが、今お話がございましたように、少し県の説明会等もあわせまして、もう少し早い時期に除雪等の会議をして対応を早くできる方法はないかということで、今後の課題ということでとらえさせていただきたいと思っております。

それから、県道の予算等につきましては、除雪につきましては、自然の気候相手ということで、一昨年だったですか、大変な豪雪がありました。こういうときには県のほうもそれなりの対応をするという考えでございますので、そこら辺につきましては、3月末までに状況を見ながら予算的なものも対応を県とも、また市の予算も調整をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

5番 和田一雄君。

○和田議員

今の答弁でございますけれども、実際のところ、先ほどリース料と言われましたけれども、このリース料については、機械を持っておられる業者さんと、持っていらっしゃらない業者さん、このことについて、やはり同じ委託をされるのなら、同じ金額でやはり委託をされるべきではないか。例えば、リースといいますか、レンタルしますと、その機械が一日いくらとか、契約期間が3ヵ月なら3ヵ月でいくらとか、そういったことがあろうと思っております。また、それも各業者によって違うということになれば、今現在持っておられる、保有されている機械については、例えば機械の損料代とか、そういったところで調整するとかいった、やはり事をしないと難しくなるのではないかと。それと、そうするためには、一括リースをしてそれから保有をされている業者については、そこで機械損料で調整するとかいったような方策

を考慮しておられるかどうかお聞きしたいと思います。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

ただいまの御質問でございますが、極めて具体的な御質問も入っております。そういう中で、今、県のほうも基本的にはリース等で対応しており、県道・主要地方道、あるいは移譲路線も、かなり県道がございますので、そこらも含めてのどのような形でのリース、というのは今詳細に担当部局、県のほうとも調整をさせていただいておりますので、そこら辺については、また個別にお願いする業者の方に御説明をさせていただきたいと思っております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第132号「平成20年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第133号 平成20年度安芸高田市国民健康保険  
特別会計補正予算(第3号)

○藤井議長

日程第21、議案第133号「平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第133号「平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、438万4千円を減額し、予算の総額を37億6,124万5千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金1,724万9千円、県支出金320万9千円、繰入金1,997万5千円をそれぞれ追加し、療養給付費等交付金3,300万円、共同事業交付金1,181万7千円をそれぞれ減額するも



のでございます。

歳出につきましては、総務費 47 万 5 千円、保険給付費 600 万円をそれぞれ追加し、共同事業拠出金 1,085 万 9 千円を減額するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

それでは、議案第 133 号「平成 20 年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」につきまして、要点の御説明をいたします。

本案は、歳入・歳出をそれぞれ 438 万 4 千円の減額を行うものでございます。

まず、歳入でございますが、8 ページをお願いいたします。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目療養給付費等負担金、1 節現年度分 1,326 万円の増額、3 目高額医療費共同事業負担金、1 節現年度分 47 万 9 千円、及び 2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、1 節普通調整交付金 351 万円の増額につきましては、歳出の医療給付費分及び拠出金の増額によるものでございます。

4 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、1 節現年度分 47 万 9 千円、及び 2 項県補助金、1 目財政調整交付金、1 節財政調整交付金 273 万円の増額は、国庫支出金と同様に歳出の医療給付費分及び拠出金の増額によるものでございます。

5 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金、1 節現年度分 3,300 万円減額につきましては、歳出の退職被保険者等高額療養費の減額によるものでございます。

8 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金、1 節高額医療費共同事業交付金 96 万 1 千円の増額、及び 2 目保険財政共同安定化事業交付金、1 節保険財政共同安定化事業交付金 1,277 万 8 千円の減額につきましては、歳出の共同事業拠出金に伴うものでございます。

10 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 16 万円の増額につきましては、歳出の職員手当等の増額に伴うものでございます。2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 1,981 万 5 千円の増額は、一般財源の不足を補うものでございます。

続いて歳出でございますが、10 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、3 節職員手当等 16 万円は、職員住居手当の増額等によるものでございます。13 節委託料 31 万 5 千円の増額につきましては、前期高齢者の 1 割負担の特例措置が、21 年 4 月から 1 年間延長になりましたので、それに伴う改修費でございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 3,900 万円の増額、及び 2 目退職被保険者等高額療養費 3,300 万円の減額につきましては、4 月からの実績に基づき補正をお願いするものでございます。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金 1,085 万 9 千円の減額は、拠出先である広島県国民健康保険団体連合会からの通知に基づき精査するものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

17 番 今村義照君。

○今村議員

ただいまの説明で歳出の中で保険給付費の増額が一部ございます。中でも退職者の高額医療費が大きく減額をしているわけでございます。この主たる要因は何なのであるか、ちょっと具体的に説明をお願いしたいと思います。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

退職者の高額療養給付金の減額についてお尋ねでございます。この件につきましては、9 月の補正におきましてこの一般給付費の医療費、これを大きく削減をさせていただいたところでございますが、その要因としましては、国保保険の一般被保険者、また退職者被保険者の中で、退職者被保険者分が一般へ移行するということがございました。高額につきましては、このたび移動につきましてその分だけ減額になるということになります。よろしくお願いいたします。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 133 号「平成 20 年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 22 議案第 134 号 平成 20 年度安芸高田市介護保険特別
会計補正予算 (第 2 号)

○藤井議長 日程第 22、議案第 134 号「平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第 134 号「平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,657 万 6 千円を追加し、予算の総額を 36 億 1,295 万円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金 7,793 万円を追加し、国庫支出金 2,302 万円、支払基金交付金 2,480 万円、県支出金 1,000 万円、繰入金 353 万 4 千円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費 2,605 万 4 千円、基金積立金 2,713 万 9 千円、諸支出金 3,172 万 1 千円、予備費 1,192 万 8 千円をそれぞれ追加し、保険給付費 8,000 万円、地域支援事業費 26 万 6 千円をそれぞれ減額するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長 議案第 134 号「平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)」の要点の御説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成 19 年度決算によります精算、また 20 年度上半期事業実績に基づく介護給付費の補正、及び平成 21 年度介護保険制度改正に向け準備を行うものでございます。

歳入でございますが 8 ページをお願いいたします。3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 1,600 万円の減額及び 2 項の国庫補助金、1 目調整交付金 727 万 2 千円の減額につきましては、歳出におきます介護給付費の減額に伴い減額をお願いするものでございます。4 目国庫補助金 25 万 2 千円の増額につきましては、21 年度制度改正に伴います要介護認定システム改修に対します補助金でございます。

4 款の支払基金交付金 2,480 万円、5 款の県支出金 1,000 万円の減額につきましては、介護給付費の減額に伴い減額をお願いするものでございます。

8 款の繰入金、2 項の一般会計繰入金のうち、1 目介護給付費繰入金 1,000 万円の減額につきましても、介護給付費の減額に伴い減額をお願いするものでございます。3 目地域支援事業繰入金 26 万 6 千円の減額、4 目その他一般会計繰入金 673 万 2 千円の増額につきましては、

それぞれ地域支援事業の減額、総務費の増額により補正を行うものでございます。

9 款の繰越金につきましては、19 年度決算に基づきまして 7,793 万円の増額をするものでございます。

歳出の御説明を申し上げます。10 ページをお願いします。1 款の総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の 2,555 万 9 千円増額の主なものにつきましては、21 年度制度改正に伴います介護保険システム改修委託料として 648 万 6 千円の追加、また 19 年度決算に基づきます一般会計への返還金 1,907 万円の追加をお願いするものでございます。2 項徴収費 10 万 9 千円、及び 3 項介護認定審査会費 38 万 6 千円の追加につきましては、21 年度制度改正に対応いたしますパンフレット等の印刷製本費の追加をお願いするものでございます。

2 款の保険給付費、1 項介護サービス等諸費の 8,900 万円の減額、2 項介護予防サービス等諸費の 300 万円の増額、4 項高額介護サービス等費の 600 万円の増額につきましては、それぞれ今年度上半期の事業執行に基づき補正を行うものでございます。

12 ページをお願いいたします。4 款の地域支援事業費につきましては、人件費の補正でございます。

5 款の基金積立金は、19 年度決算に基づきまして繰越金から国・県への償還金を差し引きました準繰越金を、第 4 期事業計画期間の給付費等へ充当するため、介護給付費準備基金に 2,713 万 9 千円積み立てるものでございます。

6 款の諸支出金につきましては、19 年度決算に基づきます、国・県の超過交付額 3,172 万 1 千円を返還するものでございます。

7 款の予備費につきましては、今年度保険給付費に充当しております第 1 号被保険者保険料を、下半期の介護給付費に備えまして、1,192 万 8 千円を予備費に追加するものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 134 号「平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 23 議案第 135 号 平成 20 年度安芸高田市介護サービス  
特別会計補正予算（第 1 号）

○藤井議長 日程第 23、議案第 135 号「平成 20 年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第 1 号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第 135 号「平成 20 年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、173 万 8 千円を追加し、予算の総額を 4,321 万 6 千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金 11 万 6 千円、繰越金 162 万 2 千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費 11 万 6 千円、諸支出金 162 万 2 千円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長 議案第 135 号「平成 20 年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算」の要点の御説明を申し上げます。

このたびの補正の主なものにつきましては、平成 19 年度決算ができましたので、それに伴い補正をお願いするものでございます。

歳入の 8 ページをお願いいたします。2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金におきましては、人件費の追加に伴いまして、一般会計からの繰入金を、11 万 6 千円増額をお願いするものでございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は平成 19 年度決算に基づき、20 年度に 162 万 2 千円繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして歳出でございますが、10 ページをお願いいたします。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費におきましては、職員の子どもの出生に伴う扶養手当の追加等で、人件費を 11 万 6 千円増額しております。

3 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金におきましては、平成 19 年度決算に基づきまして、精算として 162 万 2 千円を一般会計に返還いたすものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第135号「平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第1号)」の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第136号 平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○藤井議長

日程第24、議案第136号「平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第136号「平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、174万2千円を追加し、予算の総額を3億7,571万3千円とするものでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料228万円、繰越金8万円、市債90万円をそれぞれ追加し、繰入金56万9千円、諸収入94万9千円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費156万2千円、施設費10万円、諸支出金8万円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、2,200万円を繰越明許費とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を1億210万円と定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

議案第 136 号「平成 20 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、要点の説明を行います。

なお、それぞれの補正の主なものにつきましては、業務あるいは事業の精算見込みに伴うものでございます。

それでは歳入から御説明をさせていただきます。10 ページ、11 ページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料の下水道使用料でございますが、精算見込みにより 228 万円を追加させていただいております。4 款繰入金、1 項他会計繰入金では、一般会計から 56 万 9 千円を減額させていただいております。

5 款繰越金につきましては、平成 19 年度決算に基づき、8 万円の追加をさせていただいております。

6 款諸収入では、平成 19 年度の消費税の還付金の額の確定に伴い、還付金など 94 万 9 千円を減額させていただいております。

7 款市債でございますが、公共下水道債 90 万円追加をさせていただいております。

次に 12 ページをお願いいたします。歳出のほうでございますが、1 款総務費、1 項総務管理費の一般管理費では、平成 19 年度の消費税の額の確定に伴い、156 万 2 千円を追加させていただいております。

2 款施設費、1 項施設管理の管理運営費では、需用費で印刷製本費 10 万円の追加をお願いしております。施設管理費では、業務の精算見込みに伴い、浄化センターの維持管理業務等 113 万 1 千円を減額し、その同額を消耗品や光熱水費に充当させていただいております。

3 款公債費の元金では、財源の組み替えをさせていただいております。

4 款諸支出金の繰出金ですが、一般会計からの繰出金として 8 万円を追加させていただいております。

4 ページに戻っていただいて、第 2 表繰越明許費の補正でございますが、国庫補助事業の精算見込み等に伴い、下水管路工事の一部について、翌年度へ繰越しをさせていただきたいということで、2,200 万円を追加させていただいております。

5 ページ、第 3 表地方債の補正ですが、補正前の額に 90 万円を追加し、補正後の額を 1 億 210 万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第136号「平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第137号 平成20年度安芸高田市特定環境保全

公共下水道事業特別会計補正予算〔第2号〕

○藤井議長

日程第25、議案第137号「平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第137号「平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、384万6千円を追加し、予算の総額を8億4,262万7千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金427万6千円、繰越金49万5千円、市債140万円をそれぞれ追加し、使用料及び手数料190万円、諸収入42万5千円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、施設費357万4千円、諸支出金49万5千円をそれぞれ追加し、総務費22万3千円を減額するものでございます。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、2,860万円を繰越明許費とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、1億7,070万円と定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

議案第137号「平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業



特別会計補正予算（第2号）について、要点の説明をさせていただきます。

なお、この件につきましても、それぞれの業務あるいは事業の精算見込みに伴うものでございます。

それでは、歳入から御説明をさせていただきますので、10ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料ですが、精算見込みに伴い、下水道使用料190万円を減額、5款繰入金の1項他会計繰入金では、一般会計からの繰入金427万6千円を追加、6款繰越金では平成19年度の決算に伴い49万5千円を追加し、7款諸収入の1項雑入では、平成19年度消費税の額の確定に伴い42万5千円を減額させていただいております。8款市債では、事業の精算見込みに伴い、公共下水道事業債を140万円追加させていただいております。

次に12ページをお願いします。歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費では職員人件費などで22万3千円を減額。2款施設費の1項施設管理費の八千代処理区では、保守点検業務委託料47万9千円の減額を、甲田処理区では224万3千円の追加をお願いしておりますが、その主なものは、需用費で光熱水費など70万6千円、汚水ピットの清掃などで役務費90万9千円をそれぞれ追加し、委託料では施設の保守点検業務など21万2千円を減額させていただいております。向原処理区では、181万円を追加させていただいておりますが、その主なものは、処理場・マンホールポンプの修繕料や光熱水費など184万5千円を追加、役務費では汚泥量の増加などに伴い21万7千円を追加し、委託料では、保守点検業務料など25万2千円減額させていただいております。

3款公債費の元金では、財源内訳の組み替えをさせていただいております。

4款諸支出金の一般会計繰出金では、平成19年度の決算に伴い49万5千円を追加させていただいております。

4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費ですが、国庫補助事業の精算見込みに伴い、施設建設費において甲田処理区の下水道工事の一部について、翌年度に繰越しをさせていただきたいということで、2,860万円を追加させていただいております。

第3表地方債の補正ですが、補正前の額に140万円を追加し、補正後の額を1億7,070万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番 入本和男君。

○入本議員

13ページについて伺います。委託料は、これは精査されたのかもしれませんが、委託料の内容について2点伺います。21万2千円と25

万2千円。

それと、15番の工事請負費の維持修繕工事、84万円の説明がなかったんですが、これについて伺います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 施設の点検業務としましては、いわゆる機械・電気の管理を定期的にやるというものと、機械の警備業務委託ということで、異常があったときに管理をしていただくということで警備の委託をお願いしている内容でございます。維持管理につきましては、マンホール等の工事が主でございます。マンホールの周辺の調整等を行うというものでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 専門的な説明ではそれでわかるんかもしれませんが、なぜ委託料が減になったかというのは、予算をしておいて余ったわけですね。その原因は、結局入札とかそうでなくて、トラブルが少なかったからこれだけ委託にしなくても済んだのか、そのあたりがちょっと理解していないんです。

工事請負費のマンホール付近というんですが、これらは当初の計画に急に降って湧いたような計画の工事であったのか、予測できなかったものが、ここに降って湧いて、維持修繕工事ができたのか、そのあたりをもう少し具体的にお願ひいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 ただいまの御質問でございますが、保守点検契約等につきましては、契約差金ということで御理解いただきたいと思います。それからマンホールの維持工事につきましては、当初一定の維持管理費、これは施設の維持管理を含めてみておりますが、マンホール等につきましては、道路の陥没等、あるいはその後の状況によって発生する場合がありますので、今回その修正ということで、予算措置をさせていただいております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 保守点検委託料は差金と言われましたが、この状況はどういう状況で差金がこの時点で起きたのか。それから、今言うように、マンホールは、これはここで言われる分は施設内外どこのものをどういう状況でこういうものが発生したのか。工場内でやるんでしたら、工事が、マンホールが沈没とか云々でへこむということは、工事の施工が甘かった感じで、これは何年ものがこういう形で起きたのか。そのあたりを具体的にお願ひします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩いたします。この際、2時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時49分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて再開をいたします。

休憩前の入本議員の質疑に対し答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

どうも失礼をいたしました。保守点検業務につきましては、施設の維持管理を行うもので、見積もりを徴取したところの差金が出ておりますので、調整をさせていただいております。機械警備業務も同様な入札差金ということで整理をさせていただいております。維持修繕工事では甲田支所の入り口のところのマンホールが、これは設置時期はかなり以前だということですが、現在マンホールが路盤が下がって、マンホールが飛び出た形になっておりますので、これの修繕ということですが、通常ふたのところ調整がきくマンホールということですが、構造的にかなり中までやりかえなければならないということございまして、80万円を計上させていただいております。以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第137号「平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第138号 平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

○藤井議長

日程第26、議案第138号「平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第138号「平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由を御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、807万5千円を追加し、予算の総額を4億3,040万7千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金678万8千円、繰越金28万7千円、市債100万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費128万円、施設費650万8千円、諸支出金28万7千円をそれぞれ追加するものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、7,990万円と定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

議案第138号「平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、要点の御説明を行います。

それぞれ、業務あるいは事業の精算見込みにより補正をさせていただくものでございます。

それでは、歳入から御説明をさせていただきますので、10ページをお願いいたします。

4款繰入金の1項他会計繰入金では、一般会計からの繰入金678万8千円の追加、5款繰越金では、平成19年度の決算に伴い28万7千円を追加、7款市債では下水道事業債を100万円を追加させていただいております。

次に、歳出でございますが12ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費の一般管理費では、職員人件費等2万6千円の減額、公課費では、平成19年度の消費税額の確定に伴い130万6千円の追加、2款施設費の1項施設管理では吉田処理区で、委託料、維持工事費などの精算見込みに伴い247万3千円の増額をさせていただいております。八千代処理区では、施設の維持管理業務委託料3万4千円の減額、美土里処理区では、施設の維持管理業務委託料5万2千円の減額、高宮処理区では、光熱水費など需用費で51万5千円追加し、余剰汚泥量等の増加に伴い役務費で200万5千円追加をお願いしております。向原処理区では、光熱水費など需用費で192万6千円追加し、委託料では施設の維持管理業務28万9千円の減額をお願いしております。

3款公債費では、元金で財源内訳の組み替えをさせていただいております。

4 款諸支出金の一般会計繰出金では、平成 19 年度の決算に伴い 28 万 7 千円を追加させていただいております。

4 ページをお願いいたします。第 2 表地方債の補正でございますが、補正前の額に 100 万円を追加し、補正後の額を 7,990 万円とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

17 番 今村義照君。

○今村議員

勉強不足を露呈するかもしれませんが、11 ページの市債の件でございますが、資本費平準化債というものが載っておりますが、これはどういったような市債のものなのか御説明をお願いいたします。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

ただいまの御質問にお答えいたします。下水道の資本平準化債、これは下水道等の事業を実施する際にかなり高額な費用がかかるということで、その起債に対してまた起債、平準化債ということで、負担を延長というか、軽減という形で調整をするというものであるものでございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 138 号「平成 20 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 27 議案第 139 号 平成 20 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）」

○藤井議長

日程第 27、議案第 139 号「平成 20 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明

を求めます。市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第139号「平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、11万9千円を追加し、予算の総額を2億4,946万6千円とするものでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料140万円、繰越金2万8千円、諸収入149万8千円をそれぞれ追加し、繰入金280万7千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費3万1千円、施設費6万円、諸支出金2万8千円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

議案第139号「平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）」について、要点の説明を行います。

これにつきましても、業務あるいは事業の精算見込みに伴うものでございます。8ページをお願いいたします。

歳入でございますが、2款使用料及び手数料の浄化槽使用料でございますが、精算見込みにより140万円の追加をさせていただいております。6款繰入金的一般会計繰入金では280万7千円を減額。7款繰越金では、平成19年度の決算に伴い2万8千円を追加し、8款諸収入では、平成19年度の消費税還付金額の確定に伴い149万8千円を追加させていただいております。

次に歳出ですが、10ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費の一般管理費では、職員人件費など3万1千円を、管理運営費では、印刷製本費として需用費など6万円を追加しております。施設管理費の市設置型では、浄化槽の修繕料として需用費70万円を追加し、美土里・高宮の浄化槽管理委託料といたしましては、清掃回数等の減に伴い140万円を減額させていただいております。個人設置型では、浄化槽の修繕料として70万円を追加させていただいております。

4款諸支出金の繰出金ですが、平成19年度決算に伴い、一般会計からの繰出金として2万8千円を追加させていただいております。

以上で説明を終わります。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 139 号「平成 20 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第 1 号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 28 議案第 140 号 平成 20 年度安芸高田市コミュニティ

・プラント整備事業特別会計補正予算(第 1 号)

○藤井議長

日程第 28、議案第 140 号「平成 20 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第 1 号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第 140 号「平成 20 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第 1 号)」について、提案理由を御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、12 万 6 千円を追加し、予算の総額を 879 万 7 千円とするものでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料 6 千円、繰入金 5 万 1 千円、繰越金 6 万 9 千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、施設費 5 万 7 千円、諸支出金 6 万 9 千円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

議案第 140 号「平成 20 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第 1 号)」について、要点の説明を行います。

これにつきましても、それぞれの精算見込みに伴うものでございます。

8 ページをお願いいたします。歳入でございますが、2 款使用料及び手数料の浄化槽使用料でございますが、6 千円を追加させていただいています。3 款繰入金の一般会計繰入金では 5 万 1 千円を追加。4 款繰

越金では、平成 19 年度の決算に伴い 6 万 9 千円を追加させていただいております。

次に、歳出でございますが、10 ページをお願いします。2 款施設費、1 項施設管理費では、業務の精算見込みに伴い、需用費等 5 万 7 千円を追加させていただいております。需用費あるいは業務委託料でございます。4 款諸支出金の繰出金ですが、平成 19 年度決算に伴い、一般会計からの繰出金として 6 万 9 千円を追加させていただいております。以上で説明を終わります。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16 番 入本和男君。

○入本議員

委託料について伺うわけでございますが、この時点に差金が出るのは委託期間と入札される時期と、入札は何者でされているのでしょうか。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

ただいまの御質問でございますが、いわゆる当初契約をする際には随意契約という形で見積もりを取っております。これはし尿処理業者とのそういう管理委託の関係でございます、そういう形で取っております。

今回、精算の見込みに伴い、金額の調整をさせていただいたという形でございます。それぞれ施設ごとに管理業者が決まっておりますので、それから見積もりを徴取して契約をするという形でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16 番 入本和男君。

○入本議員

委託期間は今の随意契約と言われたんですが、入札という言葉も以前に出たと思うんですよ。たびたびに聞けばよかったのかもしれないんですが、ここだけで総括して聞くのもいかがなものかと思うんですが、随意契約してこの時点でその差金が出るというのも私も理解しにくい部分があるんですが、どういう場合にこういう随意契約から差金が出る状況になるのか伺いたいのが一つと、期間はいつからいつまでの状況を話しておられるのか。

それから、入札はされずに随意契約ですっていらっしゃるという形で、随意契約の中での差金が出る数値というのが、どうも理解しにくいんですが、その点の説明をお願いします。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

施設の管理は 1 年間を通じてやるというのが原則でございますので、そういう形の中で、それぞれ予算が確定しました時点で各業者、それぞれ施設によって業者が決まっておりますので、それから見積もり入札を取りまして、それで最終的に委託料の確定をするということで、

そのものについて差が出たものを今回予算修正をさせていただくというものでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 不勉強な部分か、理解していないのが悪いのかわかりませんが、これは、だから今のように随意契約でやられるということは、1者でやられて、それからまた入札されるという、入札の時期が大体この時期になっているということですか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 どうも私のほうの説明が不十分であるかと思えます。

この時期にやるというのは、年度当初予算が決まったときに、いわゆる施設の管理でございますので、これは市内の3つのし尿処理業者へそれぞれ施設については管理をしていただくということで、その業者のほうから見積もりを徴取して契約をしておるということで、この時点というのは、いわゆる年度末にかけての予算の精算見込みを出すということで今回補正をさせていただいているものでございまして、この時期に見積もりをして入札をしたということではございません。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第140号「平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第1号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第141号 平成20年度安芸高田市簡易水道事業  
特別会計補正予算(第2号)

○藤井議長 日程第29、議案第141号「平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明

を求めます。市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第141号「平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、169万3千円を追加し、予算の総額を5億7,361万7千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金1,508万3千円、繰越金31万円、諸収入30万円をそれぞれ追加し、使用料及び手数料1,400万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、施設費1,331万7千円、諸支出金31万1千円をそれぞれ追加し、総務費1,193万5千円を減額するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

議案第141号「平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、要点の御説明を申し上げます。

これにつきましても、事業の精算見込みに伴うものでございます。

歳入から御説明をさせていただきます。8ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料の水道使用料で、1,400万円の減額となっておりますが、その主なものは、八千代給水区において、大口の使用者の方が一部自己水源に切りかえられた関係や他の給水区において当初の水量の見積もりが過大であったため、使用水量との差が生じ400万円程度減額をさせていただいております。

5款繰入金の1項他会計繰入金では、一般会計からの繰入金1,508万3千円の追加を、6款繰越金では、平成19年度の決算に伴い31万円を追加、7款諸収入の2項雑入では、八千代給水区の計装設備への落雷被害等による建物共済金30万円を追加させていただいております。

次に10ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、職員手当等のほか、委託料で事業の精算見込み等により、料金システム改修や簡易水道の地方公営企業法適用化を平成28年度にさせていただいたため、それぞれの業務委託料、合わせて682万2千円を減額しております。高宮給水区では、水道の検針料2万円を追加し、また公課費では、平成19年度の消費税額の確定に伴い、526万1千円を減額しております。

2款施設費の1項施設管理費では、1,171万8千円を計上させていただいておりますが、その主なものとしまして、管理運営費では業務の精算見込みに伴い、各給水区の水質検査委託料など131万6千円を

減額、また吉田給水区の施設管理費では、光熱水費・修繕料など需用費で232万3千円を、役務費では14万6千円を追加しております。委託料では、機器の保守点検委託料など160万円を減額し、合わせて86万9千円の追加をお願いしております。八千代給水区では、光熱水費・修繕料の需用費や通信運搬費など494万6千円を追加し、美土里給水区では、光熱水費やほか通信運搬費など60万8千円を追加させていただいております。高宮給水区では、光熱水費のほか通信運搬費などで61万円を追加させていただき、甲田給水区では、光熱水費・修繕料や通信運搬費など95万7千円を、また委託料では、施設の機器の保守点検業務など、精算見込みに伴い90万9千円を追加させていただいております。また、向原給水区では、消毒用塩素購入費や光熱水費・修繕料など371万9千円追加させていただいております。役務費では通信運搬費35万6千円追加をさせていただいております。2項施設建設費では、事業の精算見込みに伴い、八千代給水区において、調査設計委託料38万8千円、工事請負費の121万1千円の、合わせて159万9千円を追加させていただいております。

4款諸支出金では、平成19年度の決算に伴い、一般会計への繰出金31万1千円を追加させていただいております。

以上で説明を終わります。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番 青原敏治君。

○青原議員

歳入のほうで使用料が先ほど400万円と聞いているんですが、これでは1,400万円になっているんですね。1,400万円となると、かなり大きい数字になるんですが、どういうことで、給水停止をされたというんですが、工場か何かですか、もう少し詳しく説明を。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

総額が1,400万円ということです。それで八千代給水区におきましては、非常に大量に使用をさせていただいている施設、あそこにあります病院関係の施設が自己水源を求められて、それに切りかえられたということで、大体年間5万5千から6万立方メートルぐらい使っていたのが、見込みでは1万6千から2万を切るのではなかろうかということで、これが一番大きな原因です。これが約1千万。

それから、他の給水区で予算見積もりのときに、基礎データとします水量を大体10月分くらいの調整をしたら8月、9月の水道の水量を基礎に入れておりました。これは使用料が高い月ということで、そこらについて予算的な見積もりのときに少し過大であったということで、400万円ほど見込みがとれないということで、1,400万の減額を見込ませていただいたものであります。

○藤井議長

以上で答弁をを終わります。

14番 青原敏治君。

○青原議員 今の1千万の部分については大方わかったんですが、400万の部分については、住民の方から余分にもらっていたということですか。そうではないんですか。もう少し詳しく……

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 すみません、説明が不十分でございました。それにつきましては、当初予算の積算をするとき、水量の見込みが大きかったものを使っておりましたので、実際よりそこに差が出たということで、今後こういうことのないように十分気をつけたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁をを終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第141号「平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第142号 平成20年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)

○藤井議長 日程第30、議案第142号「平成20年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第142号「平成20年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、既決予定額は、2億8,433万1千円で、補正予定額610万5千円を増額し、予定総額を収入、支出それぞれ2億9,043万6千円とするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。公営企業部長 金岡英雄君。

○金岡公営企業部長

議案第142号「平成20年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」について、要点説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出について、予算説明資料により御説明させていただきますので、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出双方とも、既決予定額2億8,433万1千円に、610万5千円を増額し、補正後の額を2億9,043万6千円とさせていただきます。

その主なものを申し上げますと、1款事業収益、1項営業収益では、水道使用料499万円の増額、また水道施設維持管理民間導入検討業務の簡易水道事業、及び飲料水供給施設事業からの負担金として107万4千円を増額させていただいております。2項営業外収益では、雑収益として本年度の消費税の決算見込みによる還付予定額4万1千円を増額しております。

続きまして、支出の主なものでございますが、それぞれの決算予定額の変更に伴い、1款事業費、1項営業費用で692万8千円を増額しておりますが、水道施設の維持管理民間導入検討業務等の委託料の増額によるものでございます。4項予備費ですが、82万3千円を減額させていただきます。

続きまして、この予算にかかります予定損益書について御説明申し上げますので4ページをお開きください。

営業利益では、1の営業収益2億7,444万8千円から、2の営業費用2億4,082万9千円を差引いた額、3,361万9千円となっております。

経常利益では、営業利益額3,361万9千円に、3の営業外収益2万8千円を加え、4の営業外費用3,346万円を控除した額、18万7千円となっております。

また、5の特別利益、6の特別損失の関係から、当年度純利益としましては、18万6千円となっております。

なお、この額に前年度繰越利益剰余金3,373万6千円を加えた、当年度未処分利益剰余金の額としましては、3,392万2千円となっております。

続きまして、この予算にかかります貸借対照表について御説明申し上げますので、5ページをお願いいたします。

まず、資産の部でございますが、1の固定資産の合計額は、有形・無形合わせて31億5,574万3千円、2の流動資産の合計額は、1億6,966万3千円でございます。したがって、資産合計額は33億2,540万6千円となっております。

6ページをお願いいたします。負債の部でございますが、3の流動負債の合計額は490万1千円となっており、負債合計額も同額の490万

1千円でございます。

次に、資本の部でございますが、4の資本金の合計額は14億3,730万5千円、5の剰余金合計額が18億8,320万円で、資本金合計額と剰余金合計額を合わせた資本合計額は、33億2,050万5千円となっております。したがって、負債資本の合計額は33億2,540万6千円でございます。

以上で要点の説明を終わらせていただきます。

○藤井議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員

今年度の事業費の進め方で、従来検討課題になっております、民間導入への準備費用ということで委託料が追加されておりますが、その進捗状況について御説明を願いたいと思います。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

公営企業部長 金岡英雄君。

○金岡公営企業部長

ただいまの御質問でございます。民間委託へということは基本的に今後の水道施設全般に関わる業務についてどうあるかということが基本になりますが、現在検討委員会等で、これについていわゆるどのような形で、例えば業務委託の内容とか、また既存の地元の業者の方との関連とかということについて今いろいろ内部調査をしているところでございます。

これらにつきましては、20年度もしくは一部21年度になるかもわかりませんが、21年度には結論を出してそういう業務の今後の水道事業全般にかかわる業務のあり方について結論を出したいというふうに思っております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第142号「平成20年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。
ここで、請願について報告いたします。本日までに受理した請願は、
1 件でございます。お手元に配付しております「請願文書表」のとおり、
産業建設常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。
以上で、本日の日程はすべて終了しました。
本日は、これにて散会いたします。次回は、明日午前 10 時から再開いたします。御苦勞様でした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員